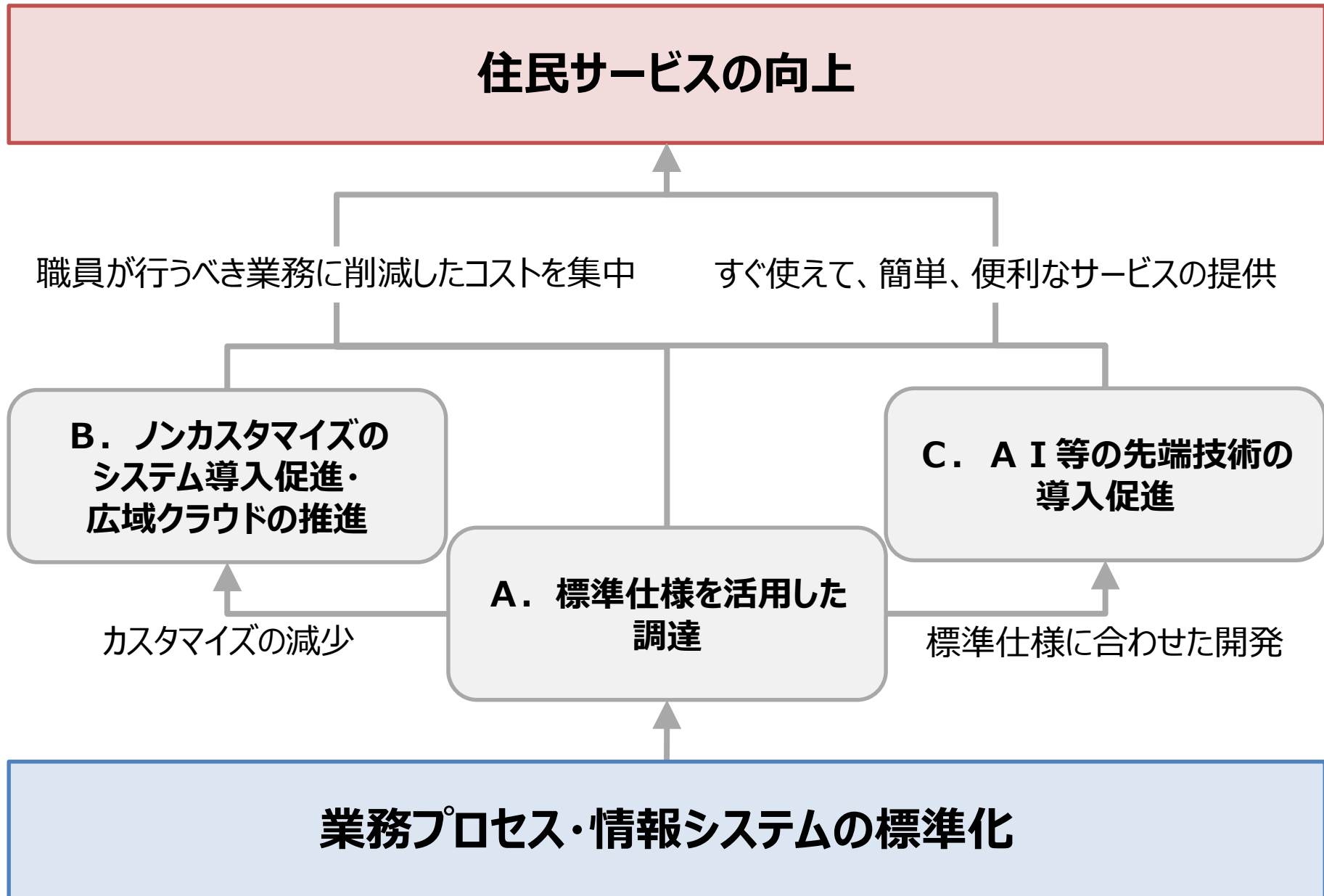


地方自治体の業務プロセス・情報システムの 標準化検討状況



令和 2 年 3 月 24 日
内閣官房情報通信技術
(IT)総合戦略室

地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の意義



A. 標準仕様を活用した調達

○国が作成した標準仕様を、自治体が調達において活用することによって、自治体の調達プロセスが大幅に削減されるのではないか。

標準化前 (ASIS)

○ ※機能要件概略設定型のアプローチの場合

①システム変更の必要性の発生

② R F I (Request For Information)の実施

③機能要件の概略の確定

④調達仕様書 (R F P : Request For Proposal) を作成し調達

⑤事業者の決定

⑥決定事業者とともに F I T & G A P 分析

◇ → 運用対応 → ●

⑦カスタマイズをして導入



標準化後 (TOBE)

○

①システム変更の必要性の発生

②国が標準仕様を改訂

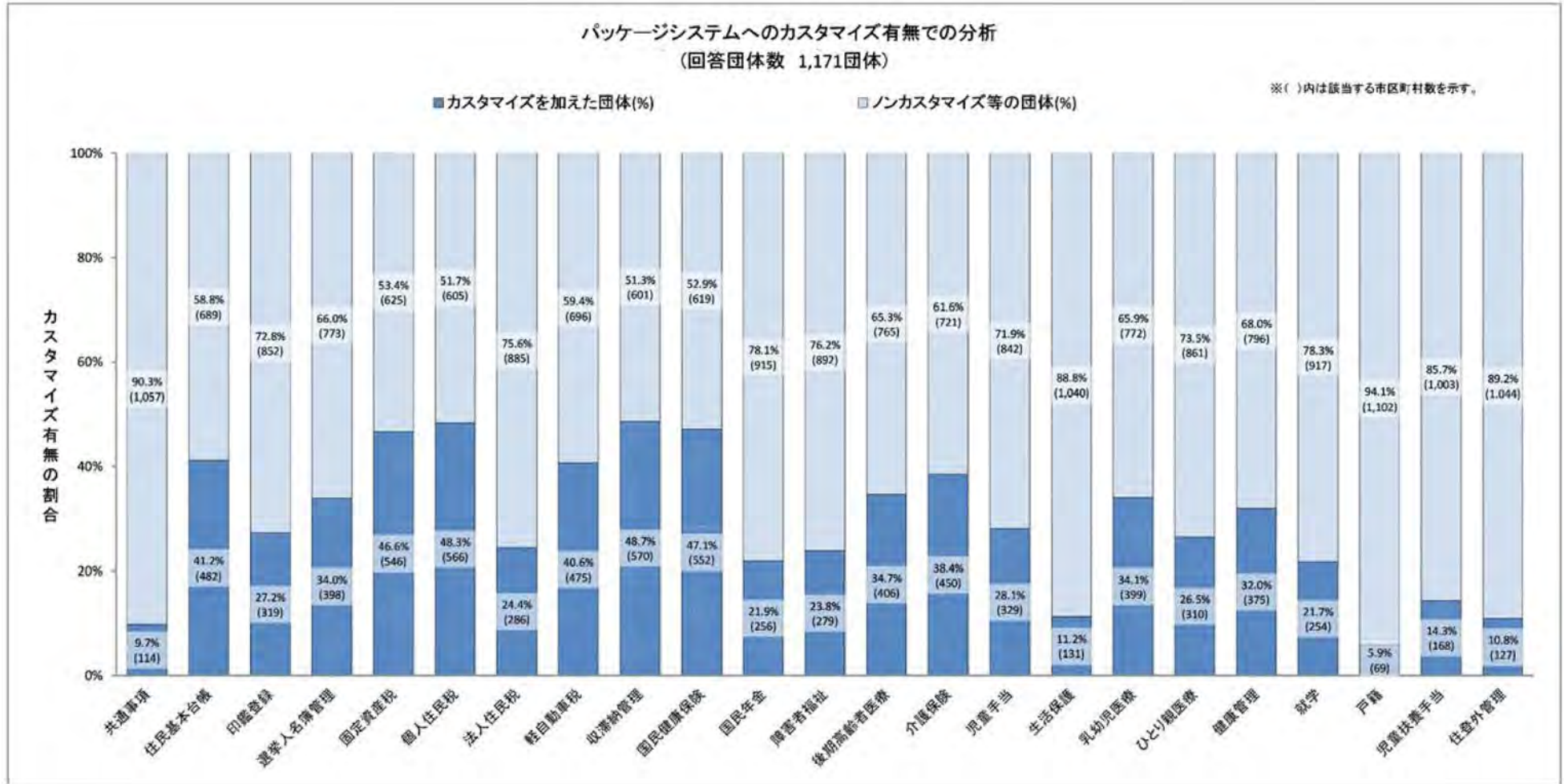
③標準仕様に基づくパッケージソフトを提供する事業者を選定

④ノンカスタマイズで導入



B. ノンカスタマイズのシステム導入促進・広域クラウドの推進

- 標準仕様を活用した調達を行うことにより、カスタマイズを減らし、維持管理コストの削減が可能となるのではないか。
- また、カスタマイズが減ることで、広域クラウドを推進しやすくなるのではないか。
- (※自治体クラウドについては、平成30年4月現在で407団体70グループと一定の進捗が見られるものの、基幹系システムのカスタマイズが、更なる広域のクラウドを進める障害の一つとなっている。)

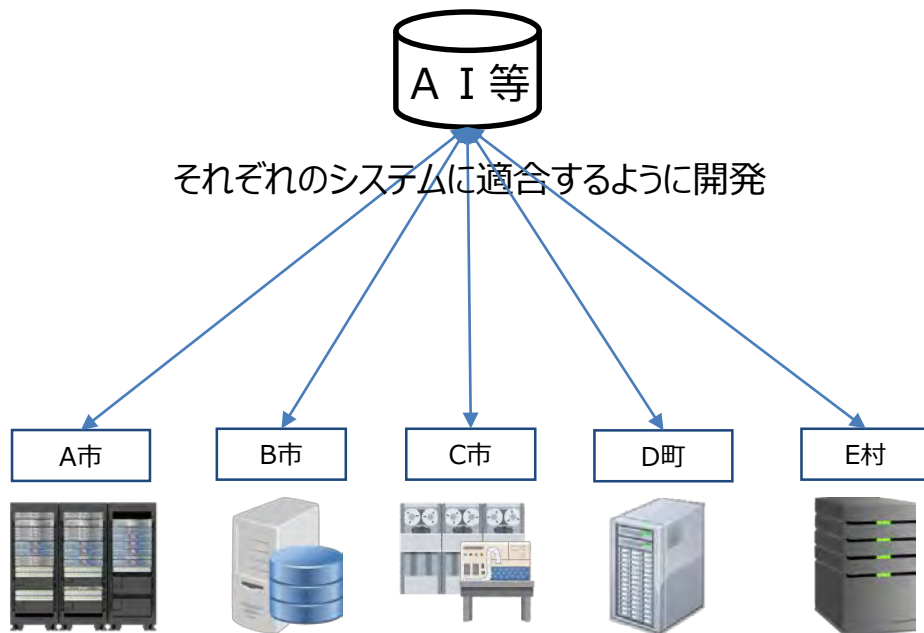


出典：総務省「地方公共団体のクラウド導入におけるカスタマイズ抑制等に関する検討会」第1回事務局提出資料

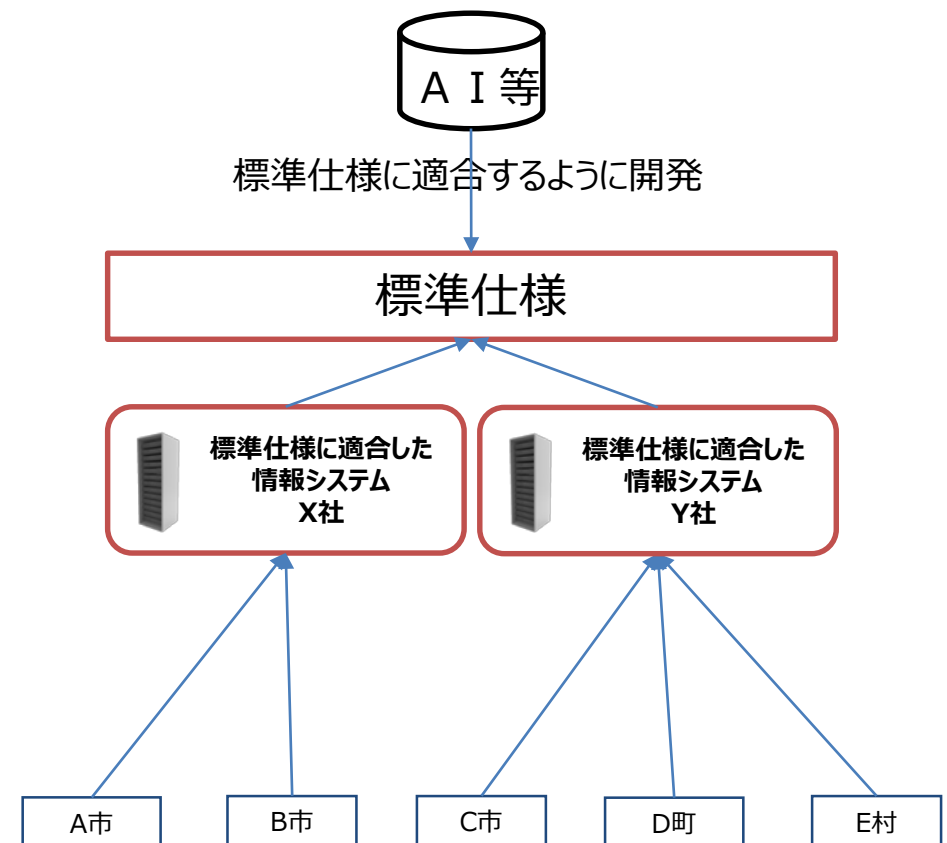
C. AI等の先端技術の導入促進

- AI等の先端技術を活用したシステムについて、基幹系システムの標準仕様に適合するよう開発することにより、個別のシステムにそれぞれ適合するよう開発する必要がなくなり、開発コストを下げる事が可能となるのではないか。

標準化前 (ASIS)



標準化後 (TOBE)



地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容①

I 対象として想定する自治体

- まずは、複数団体での情報システムの自治体クラウドが進んでいない中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成する。
- 当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップする。
(大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)

II 対象業務

- 内閣府：
 - ・児童手当
- 総務省：
 - ・住民記録
 - ・選挙人名簿管理
 - ・固定資産税
 - ・個人住民税
 - ・法人住民税
 - ・軽自動車税
- 文部科学省
 - ・就学
- 厚生労働省
 - ・国民健康保険
 - ・国民年金
 - ・障害者福祉
 - ・後期高齢者医療
 - ・介護保険
 - ・生活保護
 - ・健康管理
 - ・児童扶養手当
- 内閣府及び厚生労働省
 - ・子ども・子育て支援

【合計 17 業務】

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

Ⅲ 標準仕様

1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する要件を策定

2. 機能要件

- 2.1 機能要件
- 2.2 画面要件(*2)
- 2.3 帳票要件(*3)
- 2.4 データ要件(*4)
- 2.5 連携要件(*5)

(どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等)

*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。一定のルールが定まった表記方法で記載すれば、後任がリバースしやすくなる。具体的な表記方法については、地方公共団体情報システム機構・平成26年度調査研究「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査報告」をベースに行う。

*2: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

*3: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

*4: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

*5: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

3. 非機能要件

- 3.1 可用性
- 3.2 性能・拡張性
- 3.3 運用・保守性
- 3.4 移行性
- 3.5 セキュリティ
- 3.6 システム環境・エコロジー

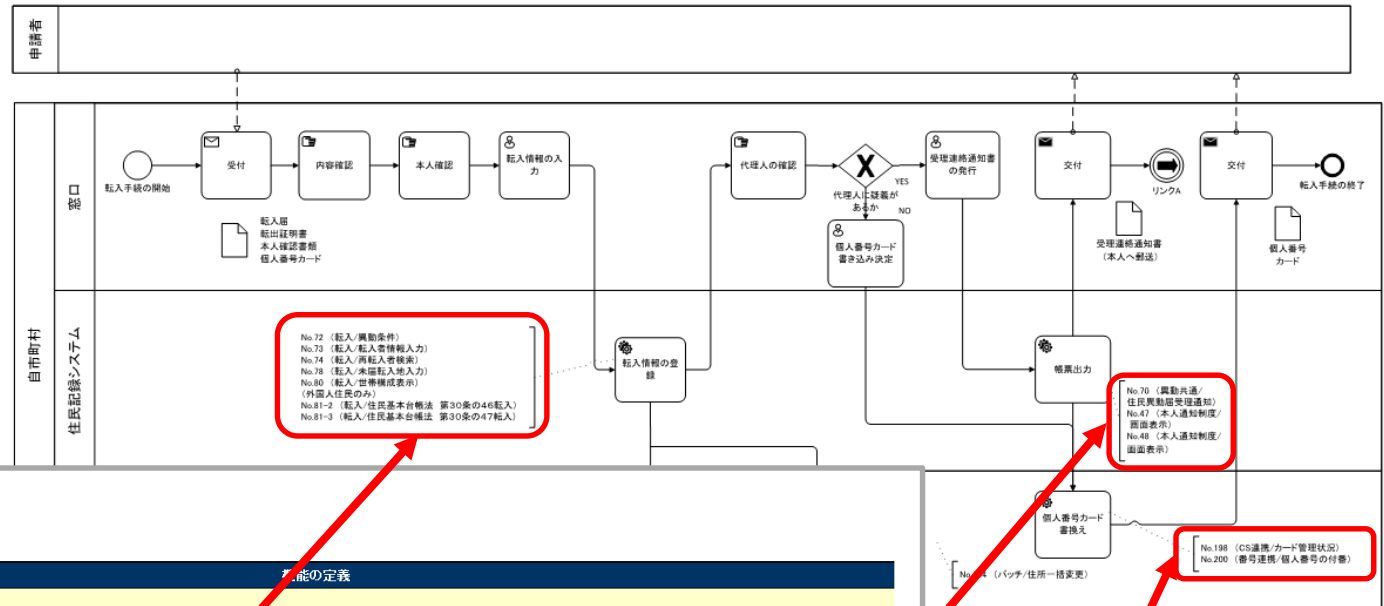
4. SLA (Service Level Agreement)

各省検討事項

共通検討事項
(※)

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容③

1. 業務フロー（例）



2. 機能要件（例）

住民記録システム 機能要件一覧（案）

機能名称	機能の定義
1. 転入	
47 1.1 本人通知制度／画面表示	「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。（オプション）
48 1.2 本人通知制度／画面表示	証明書発行履歴をもとに本人あて又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書（発行日・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。（オプション） なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）」による判定」が選択可能であること。（オプション）
70 1.3 住民異動届受理通知	届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した日、死因は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。
72 1.4 異動条件	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場、異動先世帯を削除でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力ができること。 日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 【入力項目】 ・氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称 ・性別 ・世帯主・世帯主との続柄 ・本籍・兼明者 ・住民となった年月日 ・住所・方書 ・住定日 ・届出年月日 ・前住所（国外を含む。） ・個人番号 ・住民票コード ・外国人住民となった年月日 ・国籍等 ・第30条の4 5の表の規定区分ごとの事項
74 1.6 再転入者検索	住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。
78 1.7 未届転入地入力	直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所地等の入力ができること。前住所末尾に（未届）を追加すること。
80 1.8 世帯構成表示	転入（世帯構成変更あり）において、世帯員の構成（続柄）が設定できること。
81-2 1.9 住民基本台帳法 第30条の4 6転入	中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
81-3 1.10 住民基本台帳法 第30条の4 7転入	住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
154 1.11 住所一括変更	一括更新した者について、住民ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。 住民カード及び個人番号カードの運用状況についてCS連携できること。また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 個人番号カード交付申請書をJ-L18指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。 ・住民記録システムの異動情報から、必要異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 ・券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住民カード、在留カード、特別永住者証明書を有する。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目目出力できること。印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。
200 1.13 番号連携/個人番号の付番	住民ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。職権等による個人番号の変更要求ができること。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。

住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：（例）広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。

※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	－ (実装不可)	－ (実装不可)	－ (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		
自治体による 選択	A市	B市	C市

原則

標準仕様の範囲

例外

必要最小限度にとどめる

各省検討事項のスケジュール

2019年度			2020年度										2021年度					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
● 第1回関係府省会議			● 第1回政府CIOヒアリング			● 第2回関係府省会議 ● 第2回政府CIOヒアリング			● 第3回政府CIOヒアリング			● 第3回関係府省会議 ● 第4回政府CIOヒアリング					● 第4回関係府省会議	●
○ 第1グループ：介護・障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																		
1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼）							1-2 検討会・WGの開催											
2-1 主要論点照会(関係ベンダ)			2-3 主要論点整理			2-4 主要論点検討					5 標準仕様（各省検討事項） 5-1 案の作成 5-2 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映 5-3 自治体の規模による差も検討・調整				5-4 自治体意見照会		5-6標準仕様（各省検討事項）の決定	
2-2 主要論点照会(自治体)			3 業務フロー（BPMN）作成											5-5 関係ベンダ意見照会				
4 機能要件の検討																		
○ 国保																		
国保標準システムの課題と対応策を別途検討																		
○ 第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民年金・後期高齢者医療・生活保護・健康管理・児童扶養手当、子ども・子育て支援												第1グループと同作業（2022年8月まで）						
○ 共通検討事項																		
A 非機能要件・SLAの精査				B 自治体・ベンダ照会				C 非機能要件・SLAの決定										

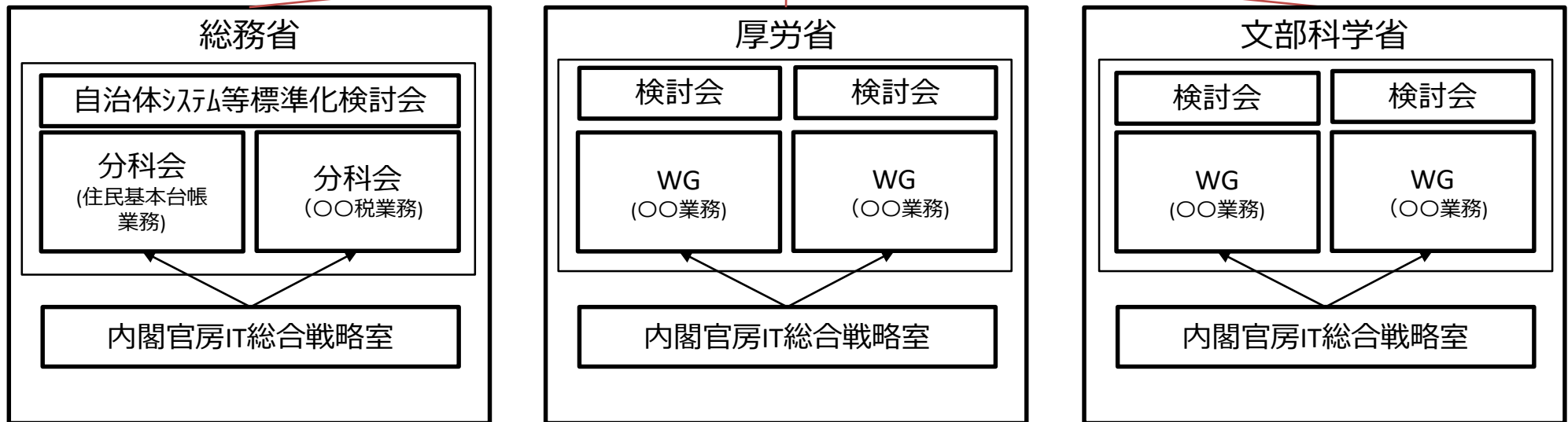
各省検討事項の検討体制①

○ 各省は、下記の参考1・参考2を参考にして、対象業務ごとに検討体制を構築し、検討を進めて頂きたい。

◀参考1▶検討体制イメージ

地方自治体業務プロセス・情報システム標準化等に関する関係府省会議

【内閣官房副長官補室・IT総合戦略室・内閣府経済社会システム・関係府省】



→ 参加 → 進捗報告

※検討会（親会）：WG（分科会）において整理した案について、合意形成する

※WG（分科会）：主要論点の検討、業務フロー・機能要件の整理等について具体的に作業を進め、案を作成する

各省検討事項の検討体制②

≪参考2≫メンバー構成イメージ

		検討会（親会）	WG（分科会）
(1)	地方自治体	業務・システムに通じる市町村の 担当課長級 ※利用するシステムのベンダは偏らな いように留意が必要	業務・システムに通じる市町村の 担当者 ※利用するシステムのベンダは偏らな いように留意が必要
		地方3団体（全国知事会、全国市 長会、全国町村会）の関係部長	—
(2)	関係ベンダ	業務システムを開発しているベンダの 責任者	業務システムを開発しているベンダの 担当者
(3)	所管府省	業務所管部局の局長級以下	業務所管部局の課長級以下
		システム担当部局の局長級以下	システム担当部局の課長級以下
		—	各府省のCIO補佐官
(4)	関係府省	—	内閣官房IT室担当者
(5)	関係団体	適宜	適宜
(6)	有識者	適宜	—